

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

「食」は生命の基本であり、生きる力の源です。国は、食育基本法（平成17年法律第63号）の中で、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であり、食育は、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとしています。

下関市では、平成20年3月に、「下関ぶちうま食育プラン」（以下「第1次計画」という。）を策定し、生きる上での基本である食の重要性、食育の周知に努めてきました。

平成25年3月には、第1次計画の評価、検証に基づき、「第2次下関ぶちうま食育プラン」（以下「第2次計画」という。）を策定し、周知の段階から実践へ、より具体的に踏み出せるよう、食育を進めてきました。

しかしながら、依然として食の問題はあふれており、社会構造の変化から、新たな健康問題の顕在化や、次の世代へ脈々と受け継がれるべき食の知識や食文化の衰退、食品廃棄による環境への負荷など、従来の取組だけでは解決できない新たな課題も出てきています。今一度、市民の健康と健全な食生活の実現のため、食の安全性の確保はもとより、食に関する感謝の念や理解を深め、様々な分野で横断的に食育を推進していくことが必要となってきました。

そこで、第2次計画を見直し、引き続き市民一丸となって実践の輪を広げていけるよう、「第3次下関ぶちうま食育プラン」（以下「第3次計画」という。）を策定し、食育を総合的・計画的に推進します。



下関ぶちうま食育プラン（平成20～24年度）

### 目指す姿

みんなで元気をいただきます  
～育もう 豊かな食文化～

第2次下関ぶちうま食育プラン（平成25～29年度）

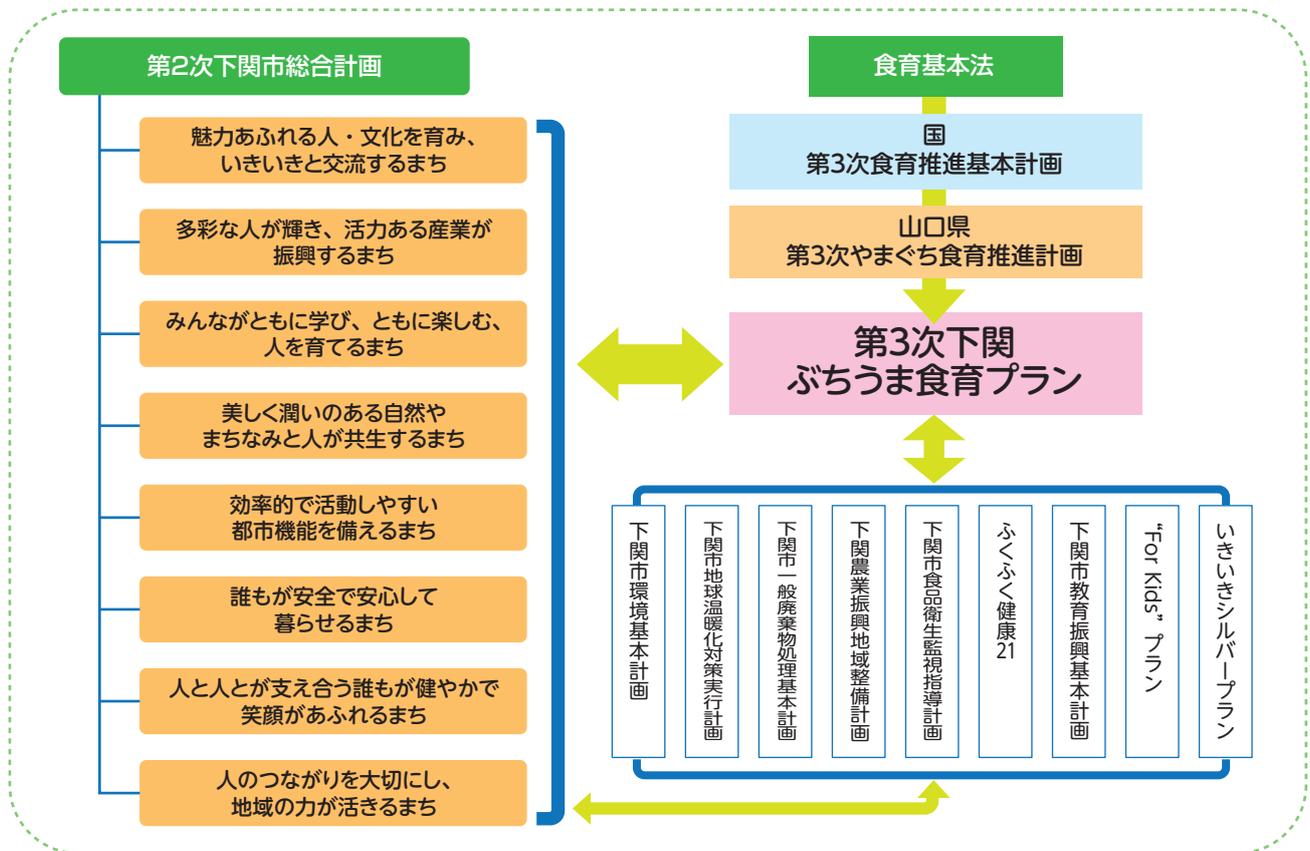
### 目指す姿

いのちを考え、「生きる力」を育む財産づくり



## 2 位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に規定された「市町村食育推進計画」として位置づけられるとともに、第2次下関市総合計画におけるまちづくりの将来像の実現を目指して、そのほか関連する計画との整合性を図りながら、食育を具体的に推進するための行動計画です。



## 3 期間

この計画の期間は、平成30年度からの5年間とします。

なお、計画の見直しが必要な場合は、期間中においても検討します。

## 4 策定体制

食に関する学識経験者、関係機関・団体等様々な委員で構成される「下関市食育推進会議」及び行政の担当課からなる「庁内関係課連絡会議（庁内ワーキンググループ）」を経て策定しました。

